

# 1. 国際臨床医学会医療通訳士認定制度規則(改定案)

## 第1章 総則

### 第1条 目的

国際臨床医学会医療通訳士認定制度（以下、本制度という。）は、国際臨床医学等の実践を支える基本的技術に習熟した医療通訳の技術を有する者を認定することにより、安全で有効な国際医療の実践を促進し、その発展をもって広く社会に貢献することを目的とする。

### 第2条 医療通訳士の認定

国際臨床医学会（以下、本会という。）は、前条の目的を達成するため、この規則により国際臨床医学会医療通訳士（以下、医療通訳士という。）の認定を行う。

### 第3条 基本理念

（1）医療通訳士の定義 日本語が母語でない、もしくは日本語でのコミュニケーションに制限がある患者等に対して、日本語での医療・保健を安全かつ安心して提供するために、通訳技能と医学知識を用いて相互理解を支援する専門職である。

（2）本制度の運営にあたっては、第1条の目的を達成するため、医療通訳士は次の各号のすべてを有する者でなければならない。

1. 日本語と通訳言語における十分な言語運用能力
2. 対話型の逐次通訳技術
3. 文化的・社会的背景の違いについての知識と理解
4. 医療分野における基礎知識
5. 医療における患者の権利や倫理と専門職としての職業倫理

## 第2章 本制度を運用する機関

### 第4条 医療通訳士認定部会

本制度の運営にあたっては、国際臨床医学会医療通訳士認定部会（以下、認定部会という。）が業務を担当する。

### 第5条 認定部会の業務

認定委員会は、本制度の運用全般についての管理を行い、本制度の運用にあたって生じた疑義を処理するとともに、医療通訳士の認定審査と更新審査を行う。

第6条 認定部会の構成及び運営  
認定部会の構成及び運営に関しては、別に定める。

### 第3章 医療通訳士の認定

第7条 認定申請要件  
医療通訳士の認定を受ける者は、次の各号のすべてに該当しなければ認定部会の実施する国際臨床医学会医療通訳士認定審査（以下、認定審査という。）の申請を行うことができない。  
（1）認定部会が指定する医療通訳士養成課程（以下、医療通訳士養成課程という。）を修了した者。  
（2）認定部会が指定する医療通訳士試験（以下、医療通訳士試験という。）に合格した者。  
（3）認定部会が指定する講習を修了した者。

第8条 認定申請書類等  
認定審査の申請をする者は、細則に定める申請書類と認定審査料を認定委員会に提出しなければならない。

第9条 認定審査  
認定部会は、毎年1回、第8条に定めた書類審査によって認定審査を行う。

第10条 認定審査結果の報告  
認定部会は、認定審査の結果を理事長に報告する。

第11条 医療通訳士の認定・登録  
理事長は、認定部会の報告に基づき、理事会の決議を経て、認定審査の合格者を医療通訳士として認定し登録する。

第12条 認定証の交付  
医療通訳士として認定登録された者には、医療通訳士認定証を交付する。

第13条 認定登録料  
新規登録により認定証の交付を受ける者は、細則に定める認定登録料を納付しなければならない。

第14条 認定証の有効期間  
認定証の有効期間は、交付の日より4年とする。

## 第4章 医療通訳士資格の更新

### 第15条 認定更新

医療通訳士は、医療通訳士の認定登録後、4年毎にこれを更新しなければならない。認定更新の申請をする者は、細則に定める認定更新申請要件をすべて満たさなければならない。

### 第16条 更新申請書類等

認定更新の申請をする者は、細則に定める更新申請書類を認定委員会に提出するとともに、細則に定める更新審査料を納付しなければならない。

### 第17条 更新審査

認定部会は、毎年1回、書類審査によって更新審査を行う。

### 第18条 更新審査結果の報告

認定部会は、更新審査の結果を理事長に報告する。

### 第19条 認定証の再交付

理事長は、認定部会の報告に基づき、理事会の決議を経て、更新審査の合格者の登録を更新し、認定証を交付する。

### 第20条 更新登録料

登録の更新により認定証の交付を受ける者は、細則に定める更新登録料を納付しなければならない。

### 第21条 更新期間の留保

母国への一時帰国、海外留学、その他認定部会が妥当と認める理由があれば、その間その個人につき更新期限の適用は留保し、当該期間を次回更新期間から差し引くこととする。なお、留保期間中は医療通訳士資格を有するものとする。更新留保は、更新期限までに文書で認定部会に申請しなければならない。

## 第5章 医療通訳士資格の喪失

### 第22条 喪失の事由

医療通訳士は、次の各号の理由により、その資格を喪失する。

(1) 医療通訳士の認定を辞退したとき

(2) 医療通訳士資格の認定または更新から4年以内に認定更新が行われなかったとき

## 第23条 認定の取消

医療通訳士としてふさわしくない行為のあった時や、申請書類に虚偽の記載があることが判明したときは、認定部会および理事会の決議によって認定を取り消すことができる。

## 第6章 雑則

### 第24条 改廃等

この規則は、認定部会および理事会の決議を経なければ改正、もしくは廃止することができない。この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関して必要な事項は、別に定める。

### 附則（2019年1月31日）

施行期日 この規則は、2019年4月1日より施行する。

実務認証 認定申請を行う者が、別に定める要件を満たしている場合は、第7条第1号ならびに第2号に定める認定申請要件を満たしているものとみなす。

#### <関係規定>

1. 国際臨床医学会医療通訳士認定制度細則
2. 国際臨床医学会医療通訳士認定部会規程
3. 規則第7条第1号および第2号に定める医療通訳士養成課程ならびに医療通訳士試験に関する規程
4. 附則に定める認定申請要件の実部認証に関する規程

## 2. 国際臨床医学会医療通訳士認定制度細則(改定案)

### 第1章 総則

#### 第1条 目的

この細則は、国際臨床医学会医療通訳士認定制度規則に基づき、国際臨床医学会医療通訳士認定制度（以下、本制度という。）の運営等の方針に関する事項を定め、本制度の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

### 第2章 医療通訳士の認定申請に必要な条件

#### 第2条 認定申請要件

国際臨床医学会認定医療通訳士（以下、医療通訳士という）の認定の申請を行う者は、次の各号のすべてに該当しなければならない。

- （1）4年以内に行われた医療通訳士養成課程を修了していること
- （2）4年以内に行われた医療通訳士試験に合格していること
- （3）4年以内に行われた認定委員会が指定する必須項目の講習を修了していること

—

### 第3章 医療通訳士の更新申請に必要な条件

#### 第3条 更新申請要件

医療通訳士の更新申請を行う者は次の各号のすべてに該当しなければならない。

- （1）申請時に前回認定から4年以内であること
- （2）4年間の認定期間中に医療通訳士としての活動の実績があること（以下のいずれかに該当すること）
  - ①医療通訳の経験を有すること
  - ②医療通訳等に関連する学会発表または論文を有すること
- （3）4年間の認定期間中に認定委員会が指定する研修会を受講していること
- （4）4年間の認定期間中に認定委員会が指定する必須項目の講習を修了していること
- （5）母国への一時帰国、海外留学、その他認定委員会が認める正当な理由がある場合は2年を限度に更新の延長を可能とする。

## 第4章 申請のための提出書類

### 第4条 認定申請時の必要書類

医療通訳士の認定申請時に必要な書類は以下のとおりとする。

- (1) 医療通訳士認定申請書
- (2) 履歴書（学会指定書式 様式1）
- (3) 医療通訳士養成課程の修了証明の写し
- (4) 医療通訳士試験の合格証明の写し
- (5) 4年以内に行われた認定部会が指定する必須項目の講習の受講証の写し
- (6) 認定審査料の振込を証明する記録の写し
- (7) 表面に住所と氏名を記載した返信用葉書

### 第5条 認定更新申請時の必要書類

医療通訳士の認定更新申請時に必要な書類は以下のとおりとする。

- (1) 医療通訳士認定更新申請書
- (2) 履歴書（学会指定書式 様式1）
- (3) 以下のいずれか
  - ① 国際臨床医学等における医療通訳の経験・能力を証明する医療機関、所属機関(団体)の長もしくは部門長による書面（学会指定書式 様式2）
  - ② 学会認定の医療機関もしくは医療通訳関連団体による医療通訳に従事したこと、もしくは言語運用能力を含む医療通訳の能力を証明する実施責任者による書面（学会指定書式 様式3）
  - ③ 医療通訳に関する学会発表の抄録集の表紙および抄録部分の写し、または論文の別刷または写し
- (4) 4年間の認定期間中の認定部会が指定する研修会の受講証の写し
- (5) 4年間の認定期間中の認定部会が指定する必須項目の講習の受講証の写し
- (6) 更新審査料の振込を証明する記録の写し
- (7) 表面に住所と氏名を記載した返信用葉書

## 第5章 審査料および登録料

### 第6条 審査料

審査料は次のとおりとする。

- (1) 認定審査料 別途規程による  
認定更新審査料 別途規程による

第7条 審査料の返還  
既納の審査料は、いかなる理由があっても返却することまたは翌年度以降に繰り越すことはできない。

第8条 登録料  
登録料は次のとおりとする。  
(1) 認定登録料 別途規程による  
(2) 認定更新登録料 別途規程による

第9条 登録料の返還  
既納の登録料は、いかなる理由があっても返却することまたは翌年度以降に繰り越すことはできない。

## 第6章 申請の時期および申請先

第10条 申請期間等の公示  
認定委員会は、医療通訳士の認定および更新を申請する時期、その他について、遅くとも実施の2ヶ月前に公示する。

第11条 申請書等の提出先  
申請書類および諸手数料の提出先は次のとおりとする。  
国際臨床医学会医療通訳士認定制度事務局

第12条 審査の期限  
全ての審査は、その年度内に完了する。

## 第7章 雑則

第13条 改廃  
この細則は、認定部会および理事会の決議を経なければ改正、もしくは廃止することができない。

## 附則（2019年1月31日）

施行期日 この細則は、2019年4月1日より施行する。

## <関係書式>

1. 履歴書（学会指定書式 様式1）
2. 医療通訳の経験・能力を証明する所属機関の長もしくは部門長による書面（学会指定書式 様式2）
3. 学会認定の医療機関もしくは医療通訳士養成機関での医療通訳に従事したこと、もしくは言語運用能力を含む医療通訳の能力を証明する実施責任者による書面（学会指定書式 様式3）



### 3. 国際臨床医学会医療通訳士認定部会規程(改定案)

#### 第1条 目的

この規程は、国際臨床医学会医療通訳士認定制度規則に基づき、国際臨床医学会医療通訳士認定部会（以下、認定部会という。）の運営等の方針に関する事項を定め、部会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

#### 第2条 認定部会の任務

認定部会の任務は、国際臨床医学会医療通訳士認定制度について協議し、そのより適切な運営を図ること、および医療通訳士の候補者を選考することである。

#### 第3条 部会の構成

部会は、部会長、副部会長および部員の全7名以上9名以下で構成する。

#### 第4条 部会員等の選任

部会長、副部会長および部員の選任方法は次のとおりとする。

（1）部会長は、理事の中から理事長が選任し、委嘱する。

（2）部会員は、部会長が正会員の中から選考し、理事長が委嘱する。

（3）部会長は、部会員の中から副部会長を一人指名することができる。

（4）部員に欠員が生じた時は、認定制度部会の部会長が補充部員の候補を選任し、部会長が委嘱し、補充によって選任された部員の任期は、前任者の任期残任期間とする。

#### 第5条 部員等の任期

認定部会の委員の任期は4年とし、再任を妨げない。

#### 第6条 部会の運営

認定部会は、毎年1回以上開催する。部会の開催には全部員の2分の1以上の部員の出席を要し、議決は出席者の過半数によって行う。可否同数の場合は、部会長の決するところによる。

#### 第7条 改廃

この規程は、認定部会および理事会の決議を経なければ改正、もしくは廃止することができない。

#### 附則

この規程は、2019年4月1日より施行する。

## 4. 規則第7条第1号および第2号に定める医療通訳士指定養成課程ならびに指定医療通訳士試験に関する規程(改定案)

### 第1条 医療通訳士指定養成課程の基準

医療通訳士養成課程の基準は、次のとおりとし、本委員会が審査し、指定する。

- (1) 厚労省「医療通訳育成カリキュラム」に基づく養成課程
- (2) 本委員会が適格と認めた養成課程

### 第2条 医療通訳士試験の基準

医療通訳士試験の基準は、次のとおりとする。

- (1) 認定試験は「医療通訳育成カリキュラム基準」が定める「修了認定試験のための施行細則」に従ったものとする。
- (2) 認定試験の合格基準として、「医療通訳育成カリキュラム基準」が定める修了認定試験（筆記試験・模擬通訳試験）において評価基準を一定以上満たしていると評価されること。"

### 第3条 医療通訳士養成機関の基準

医療通訳士養成を実施するものは、国際臨床医学会医療通訳士認定部会が指定する団体であって、次に掲げる要件を満たすものであること。

- (1) 医療通訳の普及に積極的に寄与し、十分な社会的信用を有するものであること。
- (2) その役員構成が医療通訳士養成事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- (3) 医療通訳士養成事業以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって医療通訳士養成事業が不公正に実施されるおそれがないものであること。
- (4) 医療通訳士養成事業を的確かつ円滑に実施するために必要な経理的基礎及び事務的能力を有するものであること。
- (5) 医療通訳士養成課程が毎年一回以上行われるものであること。
- (6) 医療通訳指導者は、医療通訳に関し高い見識を有する者であって、当該技能について専門的な技術又は学識経験を有する者のうちから選任するものであること。
- (7) 医療通訳士養成課程終了後に通訳能力や知識の維持、向上のために年2～3回程度の通訳技術や知識に関する研修を提供すること。

### 第4条 医療通訳士試験実施機関の基準

医療通訳士試験を実施するものは、国際臨床医学会医療通訳士認定部会が指定する団体であって、次に掲げる要件を満たすものであること。

- (1) 医療通訳の普及に積極的に寄与し、十分な社会的信用を有するもので

あること。

(2) その役員の構成が認定試験事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

(3) 認定試験事業以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって認定試験事業が不公正に実施されるおそれがないものであること。

(4) 認定試験事業を的確かつ円滑に実施するために必要な経理的基礎及び事務的能力を有するものであること。

(5) 認定試験が全国的規模で毎年一回以上行われるものであること。

(6) 認定試験委員は、認定試験に関し高い見識を有する者であって、当該技能について専門的な技術又は学識経験を有する者のうちから選任するものであること。

(7) 認定試験終了後に通訳能力や知識の維持、向上のために年2～3回程度の通訳技術や知識に関する研修を提供すること。

## 5. 附則に定める認定申請要件の実務認証に関する規程(改定案)

### 第1条 実務認証による認定申請要件

規則第7条「認定申請要件」について、実務認証を設ける。実務認証による認定申請には、以下の実務経験及び要件を全てそなえていなければならない。

- (1) 第三者（医療機関、派遣団体、所属機関の部門長など）による実務経験の証明
- (2) 言語運用能力の証明

### 第2条 実務認証による認定申請時の必要書類

医療通訳士の実務認証による認定申請時に必要な書類は以下のとおりとする。

- (1) 医療通訳士認定申請書（実務認証用）
- (2) 履歴書（学会指定書式 様式1）
- (3) 以下の両者
  - ① 第三者（実施責任者、所属機関の部門長など）による実務経験の証明（学会指定書式 様式2）
  - ② 言語運用能力を証明できるもの（学会指定書式 様式3）
- (4) 申請年度に行われた、医療通訳士認定部会が指定する必須項目の講習の受講証の写し
- (5) 認定審査料の振込を証明する記録の写し
- (6) 表面に住所と氏名を記載した返信用葉書